

さん
燦

事務所報
SUN 第17号
2012年7月発行



OIKE LAW OFFICE

弁護士 井上 博隆	弁護士 長谷川 彰
弁護士 野々山 宏 (国民生活センター理事長)	弁護士 坂田 均
弁護士 永井 弘二	弁護士 長野 浩三
弁護士 草地 邦晴	弁護士 小原 路絵
弁護士 茶木真理子	弁護士 上里美登利
弁護士 住田 浩史	弁護士 谷山 智光
弁護士 北村 幸裕	弁護士 福市 航介
弁護士 相井 寛子	弁護士 増田 朋記
事務局一同	

暑中お見舞い申し上げます。

今年もまた、夏がやってきました。

皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

1年に1度、当事務所の近況や所属弁護士の様子をお伝えする「燦」をお手元にお届けします。

平成7年7月7日に開設した当事務所は、本年度17年目を迎えることになりました。当初は6名の弁護士でスタート致しましたが、現在、弁護士16名、事務局を含めると34名の大所帯となり、日々、賑やかに職務を行っております。また、本年12月には、新たに1名の弁護士を迎える予定です。

さて、昨今、我々を取り巻く社会状況は日々変化しており、それに伴い、法的ニーズもまたこれまで以上に多様化し続けております。この多様化したニーズに応え、より充実した法的サービスを皆様方にご提供できるよう、事務所一同、一層切磋琢磨していきたいと考えております。

今後ともよろしくお願い申し上げます。



御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館 6 階

TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012

E-mail oike@oike-law.gr.jp

URL <http://www.oike-law.gr.jp/>

2012/7
No.17

私の「東京物語」Ⅱ

弁護士 野々山 宏
(国民生活センター理事長)



1 国民生活センターの理事長としての東京生活も2年を超えました。当初は、辞任した前理事長の残任期である2011年9月までの予定でしたが、国民生活センターが、組織や機能を失うかもしれないとの危機的状況が生じ、これへの対応のために、当初予定の任期を超えて就任しています。京都の皆さんには、もうしばらくご迷惑をおかけしますが、ご容赦ください。

国民生活センターの役割については、詳しくは燦15号に書かせていただきましたが、全国の消費生活センターなどと連携して、①相談窓口担当者へのアドバイス、情報提供、研修、商品テストなどによる全国各地の地方消費者行政への支援、②全国の相談情報を集約・分析して、消費者に最新の消費者被害の内容の注意喚起、③行政機関や事業者団体に対して、制度や製品などに関する改善要望などを行っています。

理事長就任以降、創設された消費者庁と国民生活センターとの役割分担をどうするかについての議論が続けられています。当初は、国民生活センターだけを取り出して、その組織と機能の存廃が議論されてきました。これに対しては、国民生活センターの果たしている機能の重要性とともに、その議論は消費者庁・消費者委員会の課題を踏まえた今後の消費者行政全体のグランドビジョンを明らかにしたうえでされなければならないことを主張してきました。最近では、国民生活センターの機能の重要性と必要性が確認されてきており、さらに国の消費者行政を担っている、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの3機関全体について、将来を見据えてどう位置づけ、連携をしていくかの議論に、ようやくなってきました。これらを踏まえたうえで、内閣府に設置された検討会で、国民生活センターを国の機関として、どの省庁にどのような組織として位置づけるかが検討されています。間もなく具体的な方向性が示される予定です。

2 日常業務としては、日々新たに生じてくる消費者被害の予防と拡大防止に取り組んでいます。未公開株などの投資被害を中心に高齢者など消費者の中でも弱者がターゲットにされています。複数の業者が役割を換えて登場する「劇場型勧誘」や、有料サイトでサクラが対応して高額な課金をする「サクラサイト被害」など、電話やインターネットなどの情報機器を活用する新しい手口が登場しています。これらを出来るだけ早く注意喚起し、さらにこれを撲滅する取り組みの充実をどう実現していくかを日々考えているところです。

3 単身赴任生活の中で、行政機関としての課題を考えながら過ごすことは、2年たっても慣れるものではなく、ストレスはたまります。燦16号で長谷川弁護士が上方落語について語っていましたが、最近、私も東京の落語の笑いでストレス解消を図っています。関西に比べて、東京では落語が身近な存在となっています。「笑点」が視聴率ランキングの上位の常連であることは関西では考えられません。4つの寄席（定席）のほか、国立演芸場やお江戸広小路亭、横浜にぎわい座でも頻繁に落語会が開かれていますし、神田神保町には「らくごカフェ」なる落語専門のカフェもあります。それ以外に、各落語家が貸ホールなどで落語会や勉強会をよく開催しています。私の住居近くの神社で定期的に落語会が開催されるなど、地域寄席もよく目にします。

時間の許す範囲で、これらの落語会に出かけ、とにかく、少しでもおもしろければ、積極的に笑うことを心がけています。笑うこと自体がストレス発散になりますし、笑いが多ければ落語家のテンションも上がり、高座がさらにおもしろくなるからです。完成されている真打ちよりも、新宿末廣亭の深夜寄席、らくごカフェ、地域寄席などで出会う二ツ目の噺が、力量の差もあり、はらはらする緊張感もあって好きです。最近、28人抜きで真打ちに昇進した古今亭菊六さんは、「野ざらし」「居残り佐平次」に登場する遊び人を演じるうまさ光っており、何度も聞きたくなる二ツ目でした。

真打ちでは、縁があって林家時蔵師匠の落語会に時々行っています。落ち着いていながら、どこかとほけた雰囲気があって、滑稽噺、人情噺に引き込まれます。落語会の後の懇親会にも参加させてもらっています。「夏子の酒」「どうらく息子」の漫画家尾瀬あきらさんも常連ですし、落語家同士の酒席での会話はたいへん楽しいものです。

上方落語はDVDなど映像でしか見ていませんが、演目の違いもさることながら、言葉遣いの持つ噺の丸みや途中のお囃子・見台の存在など東京の落語とは、異なる環境の笑いが 있습니다。京都へ戻ったらぜひ天満天神繁盛亭へ足を運び、関西の落語家の目の前で大いに笑ってみようと思います。

4 もうしばらく東京での生活が続きます。適度にストレス解消を図りながら、消費者被害の予防、拡大防止、救済と消費者行政の充実のために微力ながら全力を尽くしますので、引き続きご支援をお願いします。

資本主義を支えた精神の終焉

弁護士 坂田 均



東日本大震災の際、大災難に遭遇しながら感情的にならずに冷静に対応する日本人の姿を見て、多くの欧米人が感動したという話を聞きます。その結果、多額の義援金が寄せられました。その感動の心情の背景にあったのは、おそらく、人々が見せた自己統御への尊敬の現れだったと思われます。

もともと欧米には、ピューリタニズムの禁欲から生まれる自己統御への尊敬というものがあるといわれています。少し話は難しくなりますが、マックス・ウェーバーによると、ピューリタニズムの禁欲は、「一時的な感情に対して、持続的な動機を、特に禁欲自体によって習得された持続的動機を固守し、主張する能力を人間に与えること、つまりこうした形式的・心理的な意味における人格に人間を教育する」働きを持っているということです（大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫 109 頁）。また、ピューリタニズムには、「天職（独 Beruf, 英 Calling）」（労働義務）という概念があります。神によって選ばれた人たちが、神によって与えられた使命を果たすことで、神は喜び、この人たちを良きことへと定めるという思想です（同 147 頁）。人々は、自分たちが選ばれた人間であることを確認するために、ひたすら「禁欲的に」「世俗的な日常労働における義務の遂行」を行うのです（同 109 頁）。このピューリタニズムの禁欲と天職の思想が、近代資本主義を支えた精神といわれています。

目を転じて、世界経済を見ると、どの国、地域も財政が破たんし、緊縮財政の実行なしには事態の打開ができない状況にあります。特に EU 地域では、ギリシャ、スペイン、イタリアなどのカトリック教国の状況が悪く、ドイツや一部フランスなどのプロテスタント諸国はまだましな状況であるといわれています。このような諸国間の格差の背景には、労働に対する思想の違いが影響しているのかもしれませんが。確かに、カトリック信徒には、「天職」の思想はなく、むしろ、享乐的で、危険の少ない安定した生活を嗜好する傾向があるようです。ドイツ人は、自分たちは勤勉に働き今日の生活を確保してきたのに、どうして働かないギリシャ人を助けなければならないのかと憤りを感じています。ドイツ人のこの反発の心の中には、プロテスタント信徒として、自分たちは「選ばれた人間」とであるという自負があるのかもしれませんが。

しかし、他方で、国内に目を向けると、勝ち組であるはずのドイツやフランスでさえも、市民の間の経済格差は社会問題に発展しています。最近、ドイツの金融の中心であるフランクフルトで、金融政策に反対した若者が 400 人以上逮捕されたといえます。ご存知のように、フランスでは、サルコジ氏が大統領選挙で敗れ社会党のオランド氏が当選しました。その結果、フランス国内における緊縮財政政策にも赤信号がともったとして警戒感が出ています。ミドル・クラスの豊かさが支えてきた米国でさえ、リーマンショック以降、深刻な経済格差が生じ、「99% 運動」からも窺えるようにミドル・クラス総崩れの感があります。このように、経済格差は、勝ち組諸国の国内においても深刻な社会問題になっています。これらの諸国の経済発展を支えてきたプロテスタンティズムの労働思想は、国内で、経済格差を生み出す結果になったわけです。そうすると、勝ち組の人々は、南欧諸国に対するように、「選ばれていない人間」に対して、それは自助努力をしなかった報いであると突き放すことになるのでしょうか。そもそも資本主義を支えた精神には、選ばれし者とそうでない者とを選別する思想が内包されているのですから、格差社会の帰結は当然のことかもしれません。

いま世界を混乱に陥れている財政金融の失敗は、資本主義の限界を示すものであるともいわれています。我々はどうすればよいのか。誰もその答えを持ち合わせておりません。世界の政治家や財政金融担当者は緊縮財政の道を邁進していますが、果たして、そのような対処療法で事の本質的課題が解決されるのでしょうか。今回の事態が、資本主義を支えてきた精神の破たんでもあるという認識に立ったとき、「選ばれなかった人間」への配慮という新しい思想、すなわち「各クラスの人間が排除されていないと感じられる人間本位の社会システム」が必要であると考えたべきではないでしょうか。

人権擁護委員の活動

弁護士 長谷川 彰



1 人権擁護委員とは

私は、数年前から、法務局の人権擁護委員を仰せつかっています。

人権擁護委員といっても、一般にはほとんど知られていないようです。私がいただいた「人権擁護委員必携」という冊子には、「基本的人権は、国民が不断の努力によって保持しなければならない性質のもので、（憲法 12 条前段）、国民 1 人 1 人の努力や民間人の協力のもとに、官民一体となってその擁護伸張を図ることが好ましいのです。とりわけ、人権擁護局発足当時は、その下部組織もせいぜい弱であったため、人権擁護という極めて幅の広い困難な仕事を全国の津々浦々にわたって行うことは望みえず、どうしても補助機関を必要としました。そこで、法律事務に精通した弁護士、あるいは人権擁護に理解のある有識者の協力を得て、その実をあげる事が考えられました。この発想に基づいて、昭和 23 年に人権擁護委員会令が発布され、人権擁護委員制度が発足しました。」と記されています。その後昭和 24 年には人権擁護委員法が制定されました。発足当初京都府には 3 名の人権擁護委員が存在したにすぎません。これに対し、平成 24 年 1 月 1 日現在の京都府下の人権擁護委員数は 256 名となっております。

2 人権擁護委員の職務

人権擁護委員法 11 条に次の通り規定があります。

- 1 自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと
- 2 民間における人権擁護運動の助長に努めること
- 3 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること
- 4 貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のために適切な救済方法を講ずること
- 5 その他人権擁護に努めること

私は、まだ人権侵犯事件と判断されるような事案にあたったことはありません。これまでに行ってきたのは、法務局で行われる常設相談を年間 5～6 回担当すること、デパートや振興局などで行われる特設相談を担当すること、人権啓発のためにティッシュや手帳などの啓発グッズを街頭で配布することなどです。

また、人権問題を学ぶための研修会や高齢者や障が

い者の福祉施設の見学などにも参加してきました。つい先日研修会では、大阪医科大学総合医学講座の康純先生をお招きし、性同一性障害について勉強しました。性同一性障害の原因は、脳にあるとの考え方が、現時点での医学的な見解のようです。

委員は、人権擁護委員協議会を組織し、いろいろな委員会を設けて活動します。私は、現在、高齢者・障がい者の人権委員会と常務委員会という協議会の年間活動を定める委員会に所属しております。委員会で接する他の委員の方の人権感覚の鋭さにいつも感心されています。

3 人権相談

人権擁護委員の職務のメインは、人権相談です。常設相談では、主に電話相談に対応します。小学生がいじめを受けて相談してきたり、女性が DV 被害にあっているという相談をしてきたりというのが比較的多い相談です。隣の家の音楽がうるさいという相談や自分は統合失調症ではないのに、医者が誤診をしたため障がい者扱いされて困っているという相談などもありました。時には、1 時間以上受話器に縛り付けられるような長時間の相談もあります。法律相談とは異なり、答えが出ない相談が多いのが人権相談の特徴ではないかと思いますが、答えが出ないなりに、一緒に考え、何が問題なのかを考えるということが相談者を勇気づけることになるように思います。もちろん、法律の専門家であることがお役に立つケースもあります。この仕事を通して、国民 1 人 1 人の人権意識の向上に少しでも役立てるよう今後も努力していきたいと思えます。

アイスクライミングにはまっています

弁護士 長野 浩三



山登りを始めて約10年になる。冬山がやりたくて山岳会に入ったが、冬に山でやる遊びとしては、スキー、スノーシュー、アイスクライミングなどがある。どれも結構お金がかかることと、冬の時間は限られていることから、どれもこれもやると中途半端になってしまう。そこで、私は、冬はなるべくアイスクライミングに絞って取り組むこととした。

アイスクライミングの道具として一番大事なのは、手にもって氷に突き刺すアイスバイルと、足につけて氷に突き刺すアイゼンだ。これが結構高価だ。高価な分、購入した限りは何回も行こうという気になる。2011年の冬（2011年12月から2012年2月まで）は、9回アイスクライミングにでかけた。

アイスクライミングができる場所としては、南八ヶ岳の赤岳鉾泉近くの裏同心沢、ジョウゴ沢、大同心沢などがある。今年は、ジョウゴ沢のナイアガラの水、



八ヶ岳裏同心沢

裏同心沢のF1～F5までを登った。ナイアガラの水は一部垂直でなかなか登り応えがある。アイスクライミングは、氷にバイルを突き刺し、時々、アイススクリューを氷にセットしてそこを支点としてロープをかけて安全を確保する。支点にロープをかけた時には支点で支えられているので大きくは落下しないというものだ。ただ、次の支点にロープをかける前に落下すると、前の支点からロープを伸ばした分の倍の距離を落下するので、支点をかける瞬間は注意が必要だ。

今年は、八ヶ岳の南沢大滝にもアイスクライミングにでかけた。ここは約30mくらいある大きな滝が氷結した氷壁で、中央部は完全に垂直になっていた。私も



南沢大滝

中央部の突破を試みたが、氷が硬く、なかなか突き刺さらず苦労した。気温が-5～-10度くらいだと、氷もわりとやわらかく、バイルもよく突き刺さる。しかし、気温が-20度とかになるとバイルを突き刺そうとしても氷が硬くて割れてしまい、うまくバイルが突き刺

さらない。割れた氷が顔に落ちてきて唇を切ったこともある。そうこうしているうちに一度アイゼンが滑って落下してしまった。幸いけがもなかったが、氷が硬く斜度が立っている氷壁は要注意だ。南沢大滝はスケールの大きなアイスクライミングが楽しめた。また、この大滝の近くには約10mの南沢小滝という滝がある。この小滝も垂直部分があり、パーティカルアイスの登攀の練習にはぴったりだ。

八ヶ岳は行くのに時間がかかるのでそうたびたびは行けない。しかし、関西から約1時間で行けるアイスクライミングのスポットに御在所岳（三重県）藤内沢がある。新名神ができたおかげで早朝6時にでかければ、8時にはアイスクライミングが始められる。藤内沢には約10mくらいのマイナスの滝（「御在所岳藤内沢」の写真）や約30mの奥又壁などがある。京都からアイスクライミングができるスポットに手軽に出かけられるのはアイスクライミングをやる者にとってはありがたい。この手軽さもあり、今期は9回アイスクライミングに出かけられた。

アイスクライミングは、危険が伴っていることは確かだが、自分の腕と足で氷の壁を登って行った際の達成感や満足感は格別だ。来期以降もできるだけたくさんアイスクライミングにでかけて技術も向上させたい。



南沢大滝



御在所岳藤内沢

理解を求める子供達 ～自閉症スペクトラムの実情～

弁護士 茶木 真理子



1 皆さんは、街中で、あるいは身近な所で、次のような子供を見かけたことはありませんか？

①子供は大好きなはずの遊園地なのに、入口の所で「帰りたい。」って泣き叫んでいる子供、②電車で隣に座ったから、微笑みながら「かわいいね。」って声をかけたただけなのに、「馬鹿にしている。」と怒ってしまった子供、③突然自分の話したいことをしゃべり始め、一人で話し続けている子供、④公共の場なのに、場違いな大きな声を出している子供、⑤友達に思い切り顔を近づけて話したり、いきなり身体や髪を触ったりしてしまう子供、⑥知らない大人のちょっとした交通違反や、知らない子供の悪い行動を注意する子供、⑦トイレのエアータオルの音をこわがる子供

2 皆さんは、こんな子供を見かけたら、どう思われますか？変わった子、わがままな子、親の躰がなっていない…それが通常の反応だと思います。しかし、その子供は「自閉症スペクトラム障害（ASD）」と診断された子供かもしれません。この「自閉症スペクトラム」という言葉はまだ馴染みが薄いかもしれませんが、発達障害のひとつに自閉症があることは皆さんご存じだと思います。自閉症は、人によって様々な程度がありますが、程度の重い軽いはあるとしても、自閉症の基本的な特徴・特性は変わるものではなく、むしろ連続しているという意味で、最近では自閉症「スペクトラム」＝「連続体」という言い方が一般的になってきているようです。

自閉症の基本的な特性は、社会性が弱いこと、コミュニケーションをうまく取れないこと、想像する力が弱いことの3つがあげられます。社会性が弱いとは、例えば⑤⑥のような子供であり、社会常識や暗黙の了解、相手の醸し出す雰囲気等を前提とした適切な行動を取ることが苦手です。また、③④の子供は会話のルールがわかりづらいという特性から、コミュニケーションをうまく取ることができません。比喻や冗談といったものもわかりにくく、②の子供は「微笑み」を「馬鹿にして笑っている」と感じてしまったのです。①の子供は、初めての場所に不安を感じて、パニックを起こしていると考えられます。想像力が弱いため、見通しを持ってないと不安になるのです。逆に、事前に遊園地の写真を見せておくなど、あらかじめ予測がついて

いれば安心して過ごすことができます。また、⑦の子供のように、聴覚や触覚などの感覚機能が、敏感と鈍感が私達のレベルとは全く違うとも言われています。

3 このASDの人達は記憶力などに優れた能力を持っていることも多いため、上記のような特性は本人の努力不足とか、親の躰が原因であると考えられがちです。その結果、自分勝手にわがままな子供だ、怠けているなどと否定的に捉えがちです。しかし、ASDは、私達の血液型がそれぞれ異なるように、脳のタイプが異なるのだと言われています。そして、生涯血液型を変えることができないように、治療や本人の努力といったもので脳のタイプを変えることはできません。

少数派の脳タイプを持つASDの人達が生きていくうえで望んでいることは何でしょうか。佐々木正美医師の「完 子どもへのまなざし」という本では彼らがこう言っていると書かれています。「私たちはあなた方とはちがうんだ、このちがいを認めてほしい」「理解してほしい」「支援よりも、理解をしてほしい」「理解ができないのなら、支援はしないでほしい」と。ASDの人達は、人間関係がうまく行かず悩んだり、周囲から否定されることが多く、また、感覚機能の違いもあるため、私達が想像もつかないような苦勞、ストレスを感じながら生きています。皆さんが街中で冒頭にあげたような子供達を見かけたら、「自閉症スペクトラムの子供かもしれない」「仕方がないことだな」と思っていたただけるだけでも、彼らを理解することのひとつではないかと思います。

4 これまで私達弁護士が仕事のうえで子供達と関わる機会と言えば、少年事件における付添人活動が主でした。しかし、家事事件手続法の施行を間近に控え、両親間の離婚等の紛争に巻き込まれる子供にも代理人を選任できる制度が導入されるなど、これからは弁護士が子供達と関わる機会がさらに増えていくことが予想されます。そのときに、依頼者となる子供との信頼関係を築き、その子供のより良い将来を共に考えるためにも、その子供が持つ特性を正確に理解しなければなりません。そうでなければ、その子供が望んでいない支援になりかねない、ひいてはその子供を深く傷つける可能性があることを、私自身も重く受け止めてこれからの業務にあたっていきたいと思います。

広島旅行記

弁護士 草地 邦晴



久しぶりに広島を旅行した。私たちの目的はそれではなかったが、大河ドラマ「平清盛」の影響もあってか、宮島は人でごった返していた。広島は以前に父が単身赴任していた地でもあり、何度も訪れたことはあったが、今回はゆっくりと観光してまわった。

最初に訪れたのは、広島から更に足を伸ばした呉。呉と言えば戦前には日本海軍の鎮守府が置かれ、西日本の中心的な軍港として発展した地であり、今も海上自衛隊の基地があって、その雰囲気漂わせている。こうした海軍ゆかりの史跡や、平清盛が開削したとされる音戸の瀬戸が名所となっているが、個人的に目をひいたのは「てつのくじら館」である。平成16年まで現役であった潜水艦「あきしお」が陸に引き上げられて展示されており、中に入って実物を見ることもできる。海上自衛隊の資料館となっており、主に掃海艇、潜水艦の技術や歴史が展示されていた。その横には呉で製造された戦艦大和の1/10スケールレプリカを中心に零戦や特殊潜航艇なども展示される「大和ミュージアム」があり、戦艦などが好きな方には垂涎のものであろう。呉の歴史なども紹介されている。どこか不思議な感じがしたのは、その技術にスポットが当てられていて、子ども達が科学や技術に触れられる施設ともなっていることである。それは、呉で世界屈指の造船技術が駆使されていたことへの誇りとも、子どもを退屈させないための施設上の工夫とも、まやかしくも受け取れる。戦争が科学技術を飛躍的に進歩させてきたということもまた歴史的な事実なのであろうが、展示された人間魚雷を見ると複雑な思いになる。

次に訪れたのは、宮島。言わずと知れた日本三景の一つ。平清盛が海上神殿を造り、厳島神社を深く信仰していたのは有名な話であるが、毛利や秀吉の他、源氏も参拝し、崇敬していたというのは今回知った。おそらくは武運長久の祈願であり、ここにも戦の影が見える。その日は、これ以上ないという好天に恵まれ、厳島神社の象徴とも言える海に浮かぶ朱の大鳥居を期待して船に乗ったのだが、修理中ですっぽりと灰色の防護ネットをかぶっていた（相変わらず運が悪い）。それでも回廊でつながれた平安様式の社殿はやはり美しかった。海に突き出た回廊を歩いていくと、場所によって五重塔、大鳥居、能舞台などが望め、海の青と柱の朱とのコントラストとも相俟って見事である。干潮に近い時間帯であったため

水位は低く、海に浮かぶといった様ではなかったが、満潮時それから夜の様を想像すると、相当に幻想的な姿なのだろうと思う。厳島神社の社殿が海上に造られたのは、この島自体がご神体とされていたため、その上を避けたとするのが通説のようである。ただ、土地の一部を掘り下げて海水を引き込んで造られたとする説もあるようで、どこか池の中島に造られた平等院鳳凰堂にも通じる風情は、極楽浄土の表現としてつくられたものだったのではないかと感じさせる。

最後に訪れたのは、平和記念公園、そして広島平和記念資料館である。入場券が大人50円であることに驚きつつ、せっかくなので音声ガイドを借りて解説を聞きながら資料館を回る。以前にも来たはずなのに、見えていないのか忘れていたのか、改めて認識したことも多かった。原爆を投下した爆撃機「エノラ・ゲイ」の名称は、機長の母親の名前だという。大量の人の命を奪う作戦機に、自らの母の名前を刻む心境というのは果たしてどのようなものなのだろうか。また、投下はかなり直前まで、京都が原爆投下の最有力候補となっていたという。京都が選ばれたのは、盆地にある十分な広さを持つ大都市で、それまでの空襲も少なく、原爆の効果の確認を行うのに適していたからのものである。広島で約14万人の命が奪われた原爆投下は、またとない「実験」でありその資料収集もその目的の一つであった。やがて、音声ガイドからは、吉永小百合が遺品やその持ち主の生活を語る声が聞こえてくる。最後は見聞きするのがいたたまれなくなってしまう。恐るべきは人間の狂気である。しかし、その狂気は今も人々の中に眠っている。

こうしてみると、広島旅行は、重たく考えさせられるものも多かったのだが、そうしたことをばかりを考えていたわけではなく、基本的には古い知人に会ったり、美味しいものも食べて楽しいものであった。かきの季節は終わっていたが、お好み焼きもあなごめしも評判通りであったし、すすめられて宮島で食べた「揚げもみじ」（文字通りもみじまんじゅうを油で揚げたもの）は、最初は腰が引けたが、あつあつが意外にも（失礼ながら）美味しかった。もみじまんじゅうに飽きた方には是非おすすめしたい。

京都景観エリアマネジメント講座の ご紹介

弁護士 上里 美登利



1 私は、京都市景観・まちづくりセンターで、2010年9月から「景観エリアマネジメント講座」が開かれるにあたり、スタッフとして携わってきましたので、今回は、そのご紹介をさせていただきたいと思います。

この「景観エリアマネジメント講座」は、大変画期的な試みで、建築士、不動産関係者、デザイナー、教育者、司法書士、行政、弁護士といった分野の異なる各方面の専門家や、また学生さんが、京都の景観まちづくりについて、地域のエリアマネージャーになっていくための専門性を身につけようという目的で開設したものです。

講座は基礎編と実践編から成り、1年目に基礎編を受講し、翌年実践編へ移るのですが、今回は、私が2010年9月からスタッフをすると共に受講をした基礎編のご紹介をさせていただきます。

2 基礎編は、景観に関して様々な方面から見分を深めるための内容で、大変豪華な講師陣による講義から成ります。

第1回目は、東京大学大学院の堀繁教授による「景観とは何か、なぜ景観は重要なのか」「良い景観とはどういうことか、景観を良くするにはどうしたらよいのか」という講義でした。この講義は、第1回に相応しい内容で、大変興味深かったのは、堀教授が、「良い景観というものとは定義することができる」と言い切っておられた点です。しばしば、景観とは主観的なものであり、景観の評価は好みにより変わるので難しいと言われることがあるのですが、それは間違っているということです。

第2回目以降も、充実した講義が続きました。まずは、平安時代からの京都のまちの成り立ちや、京町家の歴史と保全・再生についてといった、正に京都のまちの基礎の成り立ちについて学び、そうした京都で育まれてきた伝統文化と美意識について学ぶべく、華道の未生流笹岡の家元（2010年当時は次期家元）でおられる笹岡隆甫さんのお話もありました。

そして、主に昭和に入ってから京都市の景観保全政策とその間の開発紛争についての歴史についての講義もあり、また、最近の京都市中心部における景観まちづくりの実践例の紹介として、姉小路界限や修徳学区の住民の方々から具体的な取り組み内容の報告もありました。

その上で、景観政策に関する先進国における景観マネジメントの仕組みについて、京都府立大学の宗田好史準教授によって、アムステルダムやフランスの紹介がありました。アムステルダムでは、美観審査委員会という組織が、毎週のように会議を開き、新築・改築

しようとしている建物を審査し、運河沿いに形成されたアムステルダムの街の美観を維持しているそうです。また、フランスでは建造物監視建築家という文化省直属の国家公務員がいて、景観規制地区においては、この建造物監視建築家が許可した建物でないと新築・改築できないそうで、明文化されたデザイン基準もなく、この建築家が1人でイエスカノーの回答を出すそうです。このように、国によって、専門家の関与の在り方も様々であることが非常に興味深い講義でした。

このように、今振り返っても、基礎編は、非常に内容の濃い講義が続く講座でした。これらの講義は、月1回、土曜日の午後1時30分～午後6時頃までであるため、その日は準備も含めると1日仕事でなかなかハードなのですが、それでも講義を受け終わると非常に充実した感がありました。

この基礎編の講座を受けた後、実際に京都の具体的な地域の景観まちづくりに関わる実践編へとステップアップしていくのがこの京都景観エリアマネジメント講座です。

3 先日は、この関係で、京都府建築士会のラジオ番組にも出演させていただきました(FM79.7ラジオカフェにて4月14日放送)。

私がお話ししたのは、2005年に弁護士会の委員会活動の一環でヨーロッパ調査（フランス、イタリア）に出向いた時に調査した内容についてです。フランスのパリでは、1960年代には既存の街並みを壊し、高層ビルを建てるなどした時期があったと聞いて驚いたこととお話しました。また、イタリアのローマでは、伝統的建築物が多く、建物は修復して使っていくのが基本ですが、その修復・改築の技術的なマニュアル本をローマ市が作成しており、そのマニュアル本に従って修復すれば税金の控除が受けられること、また、そのことで、同時に、煉瓦やタイルなどの職人の仕事が保たれ、伝統技術が継承されていると聞いたことが非常に興味深かったこととお話しました。

4 最近は、公私共に非常に忙しく、なかなか今回ご紹介した講座にも参加できないのですが、せっかく始まった画期的な講座ですので、今後もできる限り参加していきたいと考えています。また、この講座については、より多くの方々に参加していただき、この講座が京都の景観まちづくりに資することを願っています。



ラジオカフェにて収録中の様子

今後のプロ野球とプロ野球ファンの行く末



弁護士 住田 浩史

1 はじめにー今年の中日

さて、我が中日ドラゴンズは、本年 2012 年のシーズン序盤戦は 22 勝 13 敗 7 分（5 月 20 日、42 試合終了時点で 1 位）と、セリーグ三連覇に向けて上々の滑り出しを見せている。

私見では、序盤戦好調の要因は、ルーキー田島の、浅尾 1 年目（なお、両名とも、愛知大学リーグ 2 部所属大学出身であり、発掘したスカウトは称賛に値する）を彷彿させる好救援と、先発山内の好投である。個人的には、吉見の次のエースは山内だと思っている。さらに、ケガをした吉見、ネルソン、川上が近くローテに復帰するであろうから、この「燦」が皆様のお手許に届く頃も、おそらく首位を快走しているはずである。

2 落合前監督の魅力

さて、私の中日ファン歴は概ね 25 年くらいである。小学生の頃は、「中日日記」というものを父のキャノンのワープロで作っていた。先発予想や試合の感想など、今でいうブログ形式で書き綴っていた。とくに思い出深いのは、1988 年、立浪がデビューし、西武から移籍してきたヒゲの小野が最多勝を上げて優勝した年である。

私は、その後も細々と中日ファンを続けていたが、再び頻繁に試合をみるようになったのは、私が弁護士になって間もない、落合博満前監督の時代である。当事務所の某弁護士が熱狂的な中日ファンだったということもあるが、落合のスタイルに魅せられ、野球の面白さを思い出したことが大きい。

落合は、基本的には極めてオーソドックスな戦法をとる監督である。それは、万全ではなくケガや欠点もある個々の選手を、いかにしてシーズントータルで最大限に活かしきるかということのみを念頭に置くということである。広いナゴヤドームで守備と投手力を絶対的に重視するということを意識したのも落合であり、英智や渡邊など守備だけでレギュラーをとる選手も生まれた。落合の下では、全員が自分の役割を考えて野球をやっていたのがよくわかった。

3 ファンサービスとは何か

また、落合は、目的達成のためなら外部の目などは全く気にしなかった。記者会見でも、チャンスで打てなかった選手を絶対に批判したりせず（驚くべきことに、プロ野球では、負けて愚痴をいう、ファンのような監督も多いのである）淡々としていた。そのためマスコミからは発言がつまらないと嫌われ、落合はファンサービスの精神がないと批判されたが、これは全く

的外れである。ファンや世間におもねることが「ファンサービス」ではなかろう。あくまで選手のプレイと監督の采配で魅せるのがプロ野球だ。

さて、因果関係はともかく観客が減った。テレビ中継の視聴率も思わしくない。2011 年シーズンの最も重要な時期に、落合は球団から翌期の契約を更新しないことを告げられ（しかし、そこから快進撃をみせて優勝して球団を見返すのだから痛快である）、2012 年高木新監督の体制となった。そして、今中、彦野、川又といった「昔の名前」がコーチとして戻ってきた。私たちの世代には懐かしい限りである。また、その他新たな試みとして、「V ダンス」の導入などがみられる（「燦」発行時に廃止されていなければ、である）が、正直いって、これで新たなファンの開拓ができるとは思えない。

誤解のないようにいえば、私は、別に高木新監督が嫌いなわけではない。むしろ、非常に好きである。右往左往しているように見えるドラゴンズも久しぶりでまた新鮮である。おそらく、ファンとはこういうものであり、こういうファンは、放っておいても試合を観る。問題はやはり新規ファンの開拓であろう。

4 今後のプロ野球とプロ野球ファンの行く末

さて、私見では、ある人がプロ野球ファンになる契機というのは、およそ 90 パーセント以上が、親の影響（刷り込み）である。私も中日ファンの父の強い影響下にあり、父と一緒に、ラジオを（石川県では）ほとんど電波が入らない東海ラジオの周波数に必死にあわせて、ほとんどノイズで聞き取れない実況の声に耳を傾けたものである。

よって、新規ファンを開拓するのであれば、最も手取り早いのが親子、子どもを狙うことである。マクドナルドのハッピーセットを手本とすべきである。加えて、米国メジャーリーグと違い、日本の球場には、ライトなファンの女性が少ない。よって、女性の心をつかむことも効果的といえよう。球場でのビールのおいしさは格別である。何より、仕事が午後 6 時くらいに終わって野球場に向かうことができる余裕が必要かもしれない。少子化やワークライフバランスの問題が関係している。

今は、テレビの地上波で毎日必ず野球がやっている時代ではなく、また、親の世代もプロ野球ファンではない人も増えている。いよいよ困難な時代であるが、なんとしてもプロ野球には生き延びてもらいたいと思う。

京都のオススメスイーツ

弁護士 谷山 智光



1 はじめに

3年前の燦14号で「京都のオススメラーメン」について書きました。賛否両論あったようですが、依頼者の方から相談終了時に「〇〇もおいしいですよ。」と教えていただいたり、検察官から法廷前の廊下で「●●に行ってみました。」と声を掛けていただいたりと、話のネタとしては大成功でした。

今回は「京都のオススメスイーツ」について書きたいと思います。

2 sucre (シュクル)

京都地方裁判所の竹屋町側出口を出て、西に進むとあります（竹屋町柳馬場西入る北側）。ロールケーキのお店です。ロールケーキといえば、大阪の堂島ロールが有名ですが、ここのロールケーキは堂島ロールに負けず劣らずのロールケーキです。甘さ控えめで手作り感が味わえる優しいロールケーキです。生クリームだけの「プレーン」、生クリームの中にカスタードが入った「竹屋町」、その他あんこが入ったものやフルーツが入ったものもあります。裁判所の帰りに買って帰ってみたいかがででしょうか？



3 シェ・ラ・メール

同じく京都地方裁判所の竹屋町出口を出て、今度は東に少し進んだところにあります（寺町竹屋町下る西側）。ここは本格的な洋菓子店で、ロールケーキ以外にもいろんな種類の洋菓子があります。私のオススメは「バルカノ」です。大きなパイシューで中にカスタードがぎっしりつまっています。カスタードが好きで、普通のシュークリームでは物足りないという男性に特にオススメです。その他王道のショートケーキもおいしく、特に「ひとりじめショート」は、子どものころホールのケーキを一人占めしたいと夢見た大人の夢を叶えてくれます。



4 みつばち

京都家庭裁判所を出て河原町通りを南にしばらく下



がって行くとあります（河原町今出川下る東側）。京都では都路里に代表されるような抹茶のあんみつが多いですが、ここは黒蜜のあんみつです。手作り感たっぷりのこじんまりしたお店で、男性一人で店に入って食べるのは少し勇気がいるかもしれません。

5 中村藤吉本店

宇治簡易裁判所の最寄駅であるJR宇治駅の近くに 있습니다。持ち帰りの「抹茶ゼリー」がオススメです。暑い日に最適です。京都駅にも店舗ができて、抹茶ゼリーを買うことができるので、新幹線で各地に帰るときにお土産としていいかもしれません。



6 クラブハリエ (番外編その1)

滋賀県に本店があるお店ですが、大阪の阪神百貨店地下にも出店しています。私は小さいころからバームクーヘンが好きなのですが、ここの「焼きたてバームクーヘン」は今まで食べた中で1番おいしいバームクーヘンです。大阪高等裁判所で期日があるときなどは、必ず買って帰ります。



7 うさぎや (番外編その2)

東京上野にあります。東京出張で時間ができたときに足をのばして買いに行きます。ここのどら焼きは今まで食べた中で1番おいしいどらやきです。もはや今まで食べていたどらやきは何だったんだろうと思わされるほどです。できたてはとくに美味しく、まるで中にぜんざいが入っているようです。日持ちがしないので京都などの遠方へのお土産として買って帰りにくいのが残念です。

8 最後に

「京都のオススメスイーツ」いかがでしたでしょうか？京都ではないお店も紹介しましたが、番外編としてぜひ紹介したいほどおいしいということです。私自身、まだまだ行っていないお店がたくさんあるので、もっとおいしいスイーツがあるかもしれません。みなさんのオススメのスイーツがございましたら、ぜひ教えてください。

さて、次回は何のオススメにしようかなあ。

読書の好みについて

弁護士 北村 幸裕



昔から本が大好きで、ヒマさえあれば本ばかり読んでいます。

漫画も活字もどっちでもいけますし、ジャンルも面白かったら何でもいいのですが、読んでいてドキドキ、ワクワクするような物語が好きです。特に、この仕事に就いてからは、現実を忘れさせてくれるような娯楽性の高いものばかり読むようになりました。

一方、テンポの悪い作品とか、登場人物がグズグズ悩んでいて辛気くさい作品とかは進んで読みませんし、物語性の乏しいノンフィクションなどもあまり読みません。

これは面白そうだと思って新刊で購入して、僕に合わない本だった場合には、イライラして二度とその作者のものは買わないと心に誓ったりします。

最近では、映画化までされ評価の高い「寿命を過ぎた虫」みたいな題名の本が、全く僕には合いませんでした。古本屋で買えば、いや図書館で借りれば十分でした。

僕の偏った好みを恥ずかしげもなく晒しますと、小説では、東野圭吾さんが大好きです。大学の頃に「秘密」を読んで、何てすごい物語を作る方だと感心して、それからは本を出されたら必ず読むようになりました。

東野圭吾さんの本では、「白夜行」が一番好きで、加賀シリーズでは「赤い指」が好きです。ちなみに初読で感動しまくった「秘密」は、年を経て再読して、なんて身勝手な話だと感じてしまって、なんだか嫌いになりました。

伊坂幸太郎さんも大好きです。この方の作品は何を読んでも楽しめると思います。伏線の張り方とかが上手で、伏線が回収されたときにはつい声を出してしまいそうになることがあります。誰もがおすすめするありきたりな作品で恐縮ですが、「ゴールデンランパー」はやっぱり名作だと思います。

最近注目しているのが真梨幸子さんです。「殺人鬼フジコの衝動」、「孤虫症」、「女ともだち」など、これでもかというくらい嫌な感じで充ち満ちている作品ばかりです。ミステリー的なひねりも効果的で、ドロツとした内容に抵抗感がなければぜひおすすめです。

他にも色々好きな作家さんはいるのですが、今、最も好きな作家さんは西尾維新さんです。ジャンル分け

がしづらい方なのですが、登場人物が個性的で、設定が異常で、マニアックな作品ばかりだと思います。非常に中二的な物語ばかりなのですが、現実逃避を望んでいる今の僕にはものすごく合っていて最高です。特定の作品はおすすめしにくいので、興味がある方は自分で開拓して読んでください。

一方、漫画は、基本的に少年漫画が大好きです。未だに愛読書は週刊少年ジャンプです。「めだかボックス」では、少年ジャンプを卒業させるなんて簡単なことだ、みたいな台詞がありましたが、「ONE PIECE」、「HUNTER × HUNTER」が連載している限り、きっと卒業できないと思います。

最近のスポーツ漫画では、「GIANT KILLING」にハマってしまいました。監督が主人公のサッカー漫画ですが、弱小クラブチームが、成長しながら実力以上の大物に勝っていく、次第に強くなっていくという展開は、読んでいてワクワクしっぱなしです。

皆川亮二さんの作品は全般的に好きですが、おすすめはデビュー作の「スプリガン」です。この方は、数話で一段落する短編型の作風が合っているように思っています。

浦沢直樹さんの作品は、昔のものが好きです。「パイナップル ARMY」、「MASTER キートン」、「YAWARA!」は何度も読み返しては感動していました。でも「MONSTER」あたりから展開が冗長になってしまった印象で、一応一通りは読んでいるものの、特に心を動かされることはありませんでした。やっぱり「MASTER キートン」がいいと思います。

密かに「ドラえもん」も大好きで、子どもがもう少し大きくなったら、子どもに買ってあげるといふ名目で、僕のためにドラえもんを映画版も含めて全巻揃えてやろうと目論んでいます。

こんな僕の家の本棚は小説と漫画であふれかえっていますが、かといって電子書籍は嫌いですから、これからも増え続ける本をどうするのが一番の悩みです。

ベランダ菜園

弁護士 相井 寛子



我が家では、今、家庭菜園が流行っています。

家庭菜園といっても、私の自宅はマンションですので、ベランダにプランターを置いて、細々と野菜を育てているのですが、今回は、うちのベランダ菜園について、ご紹介します。

きっかけは、昨年、ペットボトル飲料のおまけとしてネギの種が付いていたことでした。暇つぶしに、ペットボトルのキャップに種を蒔いて水をやっていると、本当に発芽してしまったので、急いで、近所の100円均一ショップで、植木鉢と土を購入してベランダでネギの栽培を始めました。それまでは、植物の栽培などという面倒なものには全く興味がありませんでした。しかし、不思議なもので、毎日水をやっているネギが発芽すると、ネギのことがとってもかわいらしく見えて来て、ちゃんと育ててやらなければという使命感のようなものが沸いてくるのです。本当に不思議です。

私からネギ栽培のすばらしさやネギのかわいらしさを毎日のように聞かされていた夫は、ある日突然、ホームセンターで、大がかりなプランターや土、肥料等を購入してきました。何をするのかと見てみると、ベランダで、自分の大好きなブロッコリーの栽培を始めました。ブロッコリーは、葉ばかりがわさわさと生い茂り、随分長い間ブロッコリーの片鱗が全く見えませんでしたので、栽培に失敗したのかと心配しましたが、今年1月に、無事に収穫することができました。少し小さめでしたが、これまで食べたブロッコリーの中で一番おいしかった、と思っています。

その後、ブロッコリーで調子づいた私たちは、さらに栽培の手を広げ、フルーツマト、シシトウ、レタス、ナスの苗と野菜栽培に関する書籍を購入し、収穫の日を夢見て、現在、甲斐甲斐しく世話をやいています。ちょうど先日もホームセンターへ行き、園芸用の土100リットル、プランター3つ、ラディッシュ、菊菜、三つ葉、みょうが、スティックセニョール（ブロッコリーの仲間です。）、琉球そら豆、赤オクラ、八丈オクラ、枝豆（大雪みどりという品種です。なんとなくおいしそうです。）、賀茂ナス等を購入し、喜び勇んで植え付けました。

しかし、時には、失敗もします。先日、インターネットの情報を基に、ナスの枝を摘む作業（芽かきというそうです。）をしたのですが、錯綜する情報に欺され、必

要な枝まで摘み取ってしまいました。失敗に気付いたときには、ナスは、ほとんどの枝を取り除かれ、無残な姿になってしまいました。今は、ただただ枯れないことを祈るばかりです。

以上が、我が家のベランダ菜園です。今夏には、先日植えた枝豆で、冷えたビールが飲めるよう、立派に育て上げたいと思っています。



一階のベランダのトマトです。



二階のベランダの枝豆その他です。



二階のベランダのそら豆その他です。

法律紹介 1

福島原発事故被災者に対する賠償

弁護士 永井 弘二



甚大な被害を生じさせた東日本大震災から1年数ヶ月が経ちました。あらためて生命を失われた方々のご冥福をお祈りするとともに、様々な被害に遭われた被害者の方々にお見舞い申し上げます。

この間、政府は、東日本大震災・福島原発事故に関連して、数多くの施策を実行してきています。直接の被災を免れた関西でも、もちろんその爪痕は生じており、経済活動分野でも、金融庁による中小企業金融円滑化法の再々度延長（最終延長）、金融機能強化法の改正、また、いわゆる二重債務問題への対応方針を策定・公表するなどの措置を講じてきています。こうした震災に対する行政施策を網羅的に書くのは、限られた紙面では困難です。関西にも福島県から移住された方が多くおられますので、ここでは、福島原発事故被害についての賠償・補償問題の端緒のみをご紹介します。

原発事故の賠償は、原子力損害賠償法が民法等の特則として制定されており、そこでは、原子力事業者（原子炉を設置した者等、今回は東電）が無過失・無限定の責任を負うことが規定されています。但し、「異常に巨大な天災地変」により被害が生じた時は免責となっていますが、東電は、平成20年に貞観津波や三陸沖地震の経験等から高さ15mを超える津波があり得るとのリスク検討をしていたなどの事実が明らかになっており、免責されることはないと考えられます。

また、同法では、責任を負う原子力事業者以外の者は責任を負わないと規定されており、今後、国の国家賠償責任が同法によって免責されているのか否かが問題になると思われます（同法では、「原子力事業者」の責任を規定していると見ることもでき、国の故意・過失や作為義務が要件となる国家賠償責任まで免責していないと考える方が素直であると思います。）。

賠償範囲や金額等は、もちろん因果関係のある損害の全てになりますが、原子力損害賠償紛争審査会（原子力損害賠償法に基づき文科省に設置される公的機関）が、平成23年8月5日に「中間指針」を公表して避難者、事業者等に対する賠償額の類型化をしています（その後、12月6日には自主的避難者に対する賠償についての追補を出し、平成24年3月16日には、政府の避難区域等の見直しを受けた追補を出しています。）。概略としては、避難区域ごとに避難に要した費用や医療検査費等の実費

に加え、生活援助・精神的損害として月額10万円などが当面の金額となるとされています。また、事業者は減収分や追加の実費等が、勤務者で職を失った場合にも減収分や追加の実費等が損害となるとされています。農業事業者や製造事業者等は風評被害や間接被害も含めた減収分や実費等が、観光事業者も減収分や実費に加えキャンセルとなった被害なども対象になるとされています。東電も、一応、指針を受けて仮払い補償を順次実施しているようです。

中間指針でも強調されているように、ここで類型化された賠償額が、本来の賠償対象となる因果関係のある損害の全てと一致するわけではありません。この中間指針は、あくまで中間的なものであり、最終的な解決は、個別の被災者の状況に応じた完全な被害回復が図られる必要がありますが、少なくとも現時点でも、そうした全体の解決の形や姿は、必ずしも鮮明とは言い難いようです。

個別の被災者の被害回復に向けた制度としては、原子力損害賠償紛争審査会に設置されている原子力損害賠償紛争解決センターで和解交渉の仲介がなされることになっています。平成23年9月1日から受付が開始され平成24年3月末までで1590件の申立があり、その和解成立・打ち切り等による既決件数は86件とのこと。同センターの見通しによると、賠償対象件数は100万件を超え、紛争性のある案件も10万件を超えるのではないかとのことです。

東日本大震災の復興も重要な課題ですし、それに加えて福島原発事故被害の賠償についても、その帰着点が十分には見えない状況です。今後、いたずらに大型訴訟等によって争われることのないよう、東電と政府には、被災者の現状を直視した賠償を行っていくことが強く求められていると思います。

法律紹介 2

成年後見制度を補完する二つの制度

後見制度支援信託と京都市成年後見制度利用支援事業

弁護士 井上 博隆



1 はじめに

(1) 成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等の精神上の障害により判断能力が不十分なため、契約等の意思決定が困難な者について成年後見人等を選任することにより、判断能力を補う制度です。この内、判断能力が不十分になってから家庭裁判所が後見人等を選任するものが法定後見制度です。判断能力の程度によって、後見、保佐、補助の3つの類型があります。詳細は燦14号を参照してください。

これらの内、認知症高齢者に後見人が選任される割合が圧倒的に多いのが現状です。

なお、成年後見制度の他、未成年者に親権を行う者がいないときの未成年後見制度があります。

(2) 成年後見制度の問題点と二つの事業

後見人には幅広い代理権が与えられているため、後見を中心として後見人等による横領等不正行為が増加しており、平成22年6月から23年6月の13ヵ月間に239件、約26億3000万円の被害が報告されています。

このような不祥事を防止するために導入されたのが後見制度支援信託です。平成24年2月から導入されています。

一方、後見等の申立をする必要があるのに、本人に財産が乏しく申立費用や後見人等の報酬の支払いが困難な人には、成年後見制度の利用が事実上できない状態にありました。

このような人に成年後見制度の利用を促進する京都市の事業が京都市成年後見制度利用支援事業です。平成24年4月から開始されています。

2 後見制度支援信託

後見制度支援信託は、本人（被後見人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに十分な金銭は親族後見人の管理下に残して、入所施設の毎月の費用や日々の生活に必要な支払いに支障がないようにし、日常使用しない金銭は信託銀行等に信託するというものです。

必要な金額が、後見人の管理する口座に定期的に送金されるようにすることもできます。

多額の支出が必要となる場合、定期的に送金される金額を変更する場合、事情により信託契約を解約する場合等には、後見人は家庭裁判所に金額と必要理由を

記載した報告書と裏付け資料を提出し、これに基づき、家庭裁判所から指示書を受け、これを信託銀行等に提出して支払い等を受けることができます。

これは、未成年後見でも利用できます。

信託の対象となる財産は、現金、預貯金だけです。

後見制度支援信託は、信託契約締結までは、基本的に専門職後見人（弁護士、司法書士等）を選任し、専門職は、本人の財産状況をふまえて将来の生活設計に沿った収支予定を作成した上、これに必要な十分な財産が常に信託契約後に後見事務を行う親族後見人の手元に来るように信託条件を設定した後に辞任し、親族後見人に後見事務を引き継ぐことが予定されています。

3 京都市成年後見制度利用支援事業

京都市では、本人又は親族による成年後見申立の場合にも、下記の要件を満たす場合に、下記の費用を支給することになりました。

(1) 支給する費用

- ①申立費用（収入印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定費用）

但し、申立書に添付する住民票等上記以外の書類は対象外

- ②裁判所が審判した後見人報酬（月額上限 在宅の場合2万8000円、施設入所の場合1万8000円）

但し、後見人等が本人の配偶者、直系血族、兄弟姉妹の場合は対象外

(2) 支給要件

本人（申立費用の場合は本人及び申立人）が、下記のいずれかにあたる場合。

- ①生活保護を受けている方
- ②中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の支援に関する法律による支給を受けている方
- ③収入・資産等の状況から生活保護を受給している方に準ずる方で、以下のiからiiiの全てを満たす方
 - i 市民税非課税世帯
 - ii 預貯金等（生命保険を除く）の額が、単身世帯で240万円以下、世帯員が1人増えるごとに96万円を加算した額以下
 - iii 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

法律紹介 3

未成年後見制度



弁護士 小原 路絵

1 未成年後見とは

未成年後見（人）は、「親権を行うものがないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき」に開始し（民法 838 条 1 号。以下条文は全て民法のものである。）、遺言で指定されていなければ（839 条）、家庭裁判所が選任します（840 条）。

未成年後見人は、親権者と同様に、財産管理権だけでなく、監護教育権、居所指定権、懲戒権及び職業許可権などの身上監護権も有します（857、820 乃至 823 条）。認知症高齢者の財産管理などのために選任される成年後見人も、一定の身上配慮義務を有すると考えられます（858 条）、その範囲は、いわゆる親代わりである未成年後見人の場合と大きく異なります。

そのため、未成年後見人は、未成年者の行為に関し、監督者義務責任（714 条 1 項）や監督義務違反による不法行為責任（709 条）を負う可能性があります。

成年後見人が、平成 13 年度の申立件数 344 件であったところ、平成 22 年には 2325 件にまで増加しているのに対し、未成年後見人は、平成 13 年 2809 件であったところ、平成 22 年には 2380 件と少し減少しています（最高裁判所ホームページより）。今後の少子高齢化を考えれば、この傾向は続くとも考えられます。一方、未成年後見制度で保護されるべき未成年者数に対して、申立件数が少ないとの指摘もあります。

従来は、未成年後見人に親族が選任される事例が多く、弁護士などの専門職が選任されるのは、何らかの法的必要性がある限られた事例がほとんどでした。

上記の未成年者の行為に対する未成年後見人の損害賠償責任や、これに対する保険料の自己負担、また戸籍への記載などが理由となり、いわゆる専門職後見人が、就任を躊躇する場合も多かったと言われています。つまり、上記損害賠償責任のために、損害保険に加入することが考えられますが、そもそも未成年者の不法行為が弁護士賠償保険の範囲外と考えられ、また故意行為も範囲外と考えられることや、保険料が未成年後見人の報酬の範囲外と考えられるからです。また、未成年者の戸籍に未成年後見人自身の戸籍事項が記載されることも（成年後見人の場合は登記事項であり記載されません。）、就任への障害要因となっているとの指摘があります。

しかし、東日本大震災で両親を失った子のために未

成年後見の申立てが増加することが予想され、また、下記改正により、これまで積極的に利用されてこなかった専門職後見人の利用増加が見込まれます。

2 改正

児童虐待防止のための親権制度見直しの一環の民法改正の中で、未成年後見についても改正が行われ、2012 年 4 月 1 日から施行されています。主な改正点は、下記 2 点です。

(1) 複数後見が認められたこと（840 条 2 項）

未成年後見人が複数人あるときは、共同して権限を行使することになりますが（857 条の 2 第 1 項）、家庭裁判所は、職権で、その一部の者に対して、財産に関する権限のみを行使することを定めることができます（同 2 項）。

権限分掌が認められることで、財産管理を専門職後見人が担当し、身上監護を親族後見人が担当するなど、個人の負担軽減や、責任軽減につながるとも考えられます。

しかし、未成年後見を行う上で、身上監護と財産管理が密接に関連する場合も考えられ、未成年者自身の成長発達や権利保障のために、どのように権限分掌するのか、連携をどうするのかという問題も残されています。

(2) 法人後見が認められたこと（840 条 3 項）

実際の利用のされ方としては、児童福祉施設を運営する法人などが考えられます。法人内部での役割分担による個人の負担・責任の軽減や、未成年後見人個人としての戸籍への記載については、法人の利用により回避できます。

しかし、法人が損害賠償責任を負う可能性については変わりありません。

3 後見制度支援信託について、未成年後見の場面での利用が検討されています（詳しくは、本号の成年後見制度の頁をご参照下さい。）。

しかし、未成年後見は、未成年者が成人となった後、被後見人自身へ財産管理を引き継ぐことになるという点や、後見が行われている間に、被後見人の成長や将来に向けての財産の使用方法が検討されなければならないなど、成年後見の場合とは異なる後見人の使命が考えられ、同制度の利用においては、慎重な検討が必要と思われます。

法律紹介 4

家事事件手続法について、改正ポイント

弁護士 福市 航介



1 家事事件手続法の制定

家事事件手続法は、家事審判法を抜本的に見直し、平成23年5月25日に公布された293条にもわたる膨大な法律です。同法は、公布日から2年を超えない範囲で施行されるとされていますから、その施行は間近といってよいでしょう。家事事件に関する基本的な手続法が改正されたことは実務的に非常に大きな意味があります。

2 主な改正点

さて、家事事件手続法の主たるポイントは大きく分けて3つあります。1つ目は、当事者の手続保障が強化されたこと、2つ目は、当事者の便宜が図られたこと、3つ目は、子どもの利益に配慮した規定が整備されたことです。その他、手続法としての基本的な体裁ができ、法律事項と規則事項が整理されたことも重要ですが、紙面上の都合で割愛します。以下では、基本的に対立する当事者がある審判手続（裁判所が結論を決める手続）について記載し、調停手続（裁判所で話し合いをする手続）等については、折りに触れて記載します。

3 当事者の手続保障に関する制度

自分が知らない情報によって、結論が決められたら納得できますか。自分が手続に参加する以上、十分に主張や反論の機会が必要です。従前の家事審判法ではこの点が不明確でしたので、家事事件手続法は、これを改善しました。具体的には、①当事者による記録の謄写と閲覧が原則として許可されることとなりました。また、②主張や資料の提出期限、審判日が定められ、当事者が手続を予測しやすいようになりました。さらに、③事実の調査（裁判所が職権で事実を調査することです。）があった場合に当事者に通知をしたり、④調停をすることができる事件の場合には、当事者の申出がある場合等の一定の場合には裁判所が審問（裁判官が話を聞く手続です。）しなければならないことになりました。加えて、⑤利害関係人が手続参加する規定（調停手続にも準用されています。）も整備されました。⑥そして、調停を含め、原則として申立書の送付が相手方になされるようにもなりました。その他にも書ききれないほどに色々整備されました。

もっとも、調停手続においては、円満な話し合いを確保するため、例えば、記録の閲覧や謄写について裁

判所に裁量が与えられる等の手当がなされていますし、運用の上でも、調停のメリットを失わせないように配慮することが必要です（特に申立書の記載内容には注意が必要でしょう。）。

4 当事者の便宜を図るための制度

審判をする裁判所が遠い、調停をする裁判所が遠いということでは、家事事件に対する紛争解決機能は弱いものとならざるをえません。

そこで、家事事件手続法では、種々の当事者の便宜を図るための制度を用意しています。具体的には、①審判が電話会議やテレビ会議でできるようになったり、②調停でも電話会議等ができるようになりました。さらに、③電話会議システム等で調停を成立させることができる等（離婚及び離縁を除く）、調停の成立方法にも多くのメニューが用意されました。

5 子どもの利益に配慮した制度

これまでは、子どもは、夫婦関係事件等において、本来は重大な利害関係があるにもかかわらず、手続の主体としての地位が希薄でした。そこで、家事事件手続法では、子どもの心情や子どもが置かれた状況を把握する規定を整備しました。

具体的には、一定の事件では、子どもが小さくとも、意思能力さえあれば、自分で手続行為ができるようになり、そのような子どものために弁護士を子どもの代理人とすることができる制度ができました。また、裁判所も、子どもの意思の把握に努め、その年齢や発達に応じて、意思を尊重することが求められることが明文で規定される等されました。

6 おわりに

執筆時点では、最高裁判所の規則がありませんので、手続の細かい点は不明ですが、家事審判法から大きく変更されたので、ご紹介した次第です。

（参考文献）

金子修編著『一問一答家事事件手続法』（商事法務・2012年2月）

法律紹介 5

訪問買い取りサービス規制のための法改正

弁護士 増田 朋記



1 訪問買い取りサービス及びその被害の急増

2010年頃から、業者が消費者の自宅を訪問し、金やプラチナ等の貴金属を使ったアクセサリ等を買収する「訪問買い取りサービス」と呼ばれる商法に関する消費者の相談が劇的に増えています（国民生活センターの報道発表資料によれば、相談窓口寄せられた相談件数は2009年度が137件であったのに対し、2010年度には2307件となっています。）。

そして、このような訪問買い取りサービスにおいては、消費者が業者の突然の訪問に、よくわからないまま相場よりも低い価格で買収されてしまったという事案や、あまりに強引な勧誘に恐怖を感じて、思い出の品等の売りたくない物まで買収されてしまったという「押し売り」ならぬ「押し買い」事案などの消費者被害事例が多数報告されています。

また、2011年3月の震災以降には、「震災で不足した医療器具に再利用する。」など、震災に便乗したセールストークで買い取りを勧誘する業者もいるようです。

さらに、「押し買い」による被害の中には、消費者被害にとどまらず、殺人事件にまで発展してしまった事例もあります。2011年12月19日、京都市伏見区に住んでいた68歳の女性に対し、貴金属の訪問買い取りに来た男が、貴金属を売るように迫ったけれども断られたために、その女性の首を締めて殺害してしまったのです。

2 訪問による契約勧誘の問題性

業者が消費者の自宅を訪問して契約を勧誘する商法は、その不意打ち性から消費者が冷静な判断をすることが出来ないまま不利な契約をしてしまったり、また、他の人の目の届かないところで業者による強引・執拗な勧誘が行われたりすることが起こりやすく、消費者被害の生じやすい商法と言えます。

そのため、「訪問販売」については、これまでも特定商取引法という法律により、消費者の保護が図られてきました。ところが、特定商取引法が規定しているのは訪問「販売」であり、訪問「購入」については規定が無く、同じく消費者被害が発生するおそれが強く存在するにもかかわらず、「訪問購入」は法律の網の範囲外ということになってしまっていました。すなわち、

上記のような訪問買い取りサービスについては、法規制のための根拠が無いまだったのです。

3 法改正による「訪問購入」規制

こうした中で、貴金属等の自宅への訪問買い取りについて、上記の様に被害・苦情相談件数が急増したことから、いわゆる「規制仕分け」の対象となるなど、これまで特定商取引法が想定してこなかった「訪問購入」に対する規制についても目が向けられるようになったのです。

そして、平成24年3月2日、「訪問購入」を規制するための特定商取引法の改正法案が国会に提出されました。

その法案の内容は、「訪問購入」に関して、①訪問購入業者に対する不当勧誘行為等の規制（勧誘目的等の明示義務、再勧誘の禁止、不実告知・事実不告知に伴う勧誘等の禁止、勧誘等の際に人を威迫、困惑させる行為の禁止）、②物品の種類・購入価格・売買契約の申込みの撤回・解除に関する事項・物品の引渡しの拒絶に関する事項等を記載した書面を交付する義務、③クーリング・オフ（法定書面交付日から8日間は売買契約の申込みの撤回・解除が可能。また、クーリング・オフ期間は物品の引渡しを拒絶することが可能。）などを規定しており、これまで「訪問販売」に対して規定されていた規制内容をほぼ引き継ぐような形です。

4 画期的な修正案・成立への期待

さらに、上記特定商取引法の改正法案に対しては、「訪問購入」の規制対象を原則すべての物品の購入に広げ、また、「訪問購入」については取引を要請していない消費者に対する勧誘（「不招請勧誘」と呼ばれます。）を禁止するなどの修正案が、自民、公明、民主の3党により合意されました。成立すれば、特定商取引法に初めて不招請勧誘禁止規制が導入されることとなり、画期的な法改正となります。本稿執筆時には政情に不安定な面があり、最終的に改正案がどうなるかは不明瞭な状況ではありますが、筆者としては改正法案の一刻も早い成立を期待しています。

（平成24年6月13日脱稿）

🍷 お食事会～in吉泉～

昨年から、子供のいる人等が参加しにくいことから、一泊旅行に代わり食事会をしています。今年は4月20日に下鴨の『吉泉』という料亭で新人事務局歓迎会を兼ねて食事会を行いました。



1階のお茶室でお抹茶とお菓子をいただいた後、2階のお部屋で筍を使った季節感あふれるお料理を堪能しました。料理もさることながらその盛りつけや器も見事で美しかったです。

食後には、氷が敷き詰められた大きな器にイチゴ、ほおずき、ぶどうサイズの小さなキウイが盛りつけられたデザート

が出され、とても鮮やかで所々で歓声があがっていました。

食事の合間に、今年4月から入所した4人の事務局の挨拶がありましたが、とても初々しく微笑ましいものでした。一日も早く、当事務所の雰囲気になじんで欲しいと思います。

最後に、抽選で5名に吉泉のちりめん山椒をプレゼントする企画を催したところ、とても盛り上がり好評でした。

当日はあいにくの空模様でしたが、窓外の雨に洗われた緑の新緑が、食事に映え、より一層気分を和ませ、和気あいあいのうちに親睦を深めることができました。(食事会担当：井上・田中・岡本)



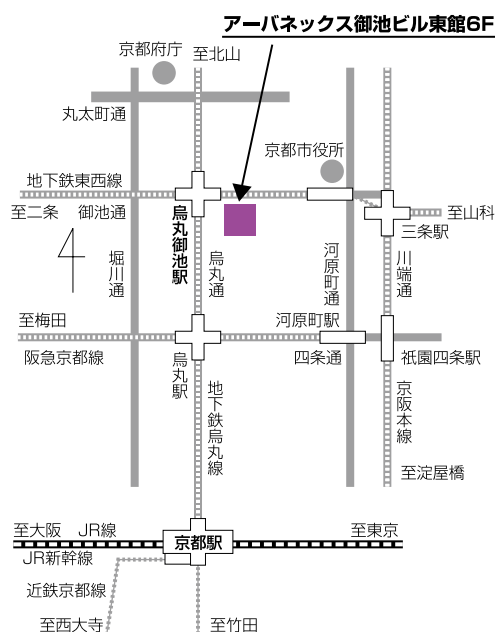
編集後記

今年も、当事務所の近況をお届け致しました。

この燦では、普段の職務ではあまり見せることのない弁護士の素顔を垣間見ることができると思います。皆様におかれましては、この燦を通して、これまで以上に当事務所を身近に感じていただきたいと思います。また、法律紹介のページも設けていますので、皆様のお役に立てれば幸いです。お気軽に、ご意見、ご感想をお寄せください。



事務所へのアクセス



京都市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士のバッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN（太陽）にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。

(創刊号巻頭言より)



発行人 御池総合法律事務所

編集者 相井寛子

野村和代 山中櫻子 奥村友理